毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 告　示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福祉保健課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁業振興課
・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正	〃
・畜舎建築利用計画の変更認定	畜産課
◎ 公　告	
・土地改良区の定款変更の認可（４件）	農村整備課
・土地立入の許可	用地課

告　　示

長崎県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

（指　定）

医療機関名	開　設　者	所　在　地	指定年月日	有効期間
訪問看護ステーションえがお	医療法人　栄寿会 理事長　林田　博典	長崎県西海市西彼町八木原郷3453-１	令和８年11月１日	令和14年10月31日
訪問看護ステーションひまわり	社会医療法人春回会 理事長　井上　健一郎	長崎県西彼杵郡時津町元村郷1107-２	令和８年10月１日	令和14年９月30日
MOVE訪問看護リハビリステーション	MOVE合同会社 代表社員　重村　栄幸	長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触辻689-１	令和８年９月１日	令和14年８月31日

長崎県告示第622号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

加入区

大宝加入区

長崎県告示第623号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和37年長崎県告示第30号及び昭和61年長崎県告示第120号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

表中「｜峰町佐賀加入区　上県郡峰町のうち大字佐賀の区域｜」を「｜峰町東部加入区　対馬市峰町のうち佐賀、志多賀、志越、櫛の区域｜」に改める。

表中「｜峰町志多賀加入区　上県郡峰町のうち大字志多賀及び志越の区域｜」及び「｜峰町櫛加入区　上県郡峰町のうち、大字櫛の区域｜」を削る。

長崎県告示第624号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第４条第３項において準用する同法第３条第３項の規定により畜舎建築利用計画の変更を認定したので、同法第４条第３項において準用する同法第３条第６項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第72条第５項の規定により、下記の事項を公表する。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

１　変更認定計画実施者の氏名
　株式会社種村牧場　代表取締役　種村　繁徳
２　畜舎建築利用計画の変更認定番号及び変更認定年月日
　８畜第195号
　令和８年10月28日
３　変更認定に係る畜舎等の工事施工地
　長崎県島原市西町丙1219、1220－１
４　変更認定に係る畜舎等の種類
　飼養施設（牛舎）
　堆肥舎

公　　告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和８年７月30日総代会議決）を認可した。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

土地改良区名　　鬼岳土地改良区
認可年月日　　令和８年10月29日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和８年８月24日総会議決）を認可した。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

土地改良区名　　大宝土地改良区
認可年月日　　令和８年10月29日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和８年８月28日総会議決）を認可した。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

土地改良区名　　寺脇土地改良区
認可年月日　　令和８年10月29日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和８年９月28日総会議決）を認可した。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

土地改良区名　　牟田土地改良区
認可年月日　　令和８年10月29日

土地立入の許可（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第２項の規定により立入の許可をしたので、同条第４項の規定により次のとおり公告する。

令和８年11月10日

長崎県知事　平田　研

１　起業者の名称
　九州電力送配電株式会社
２　事業の種類
　特別高圧送電線66kV　長崎銭座線一部変更工事（江平地区）
３　立ち入ろうとする土地の区域
　長崎市江平１丁目、江平３丁目、坂本２丁目 地内
（以上の地域のうち別紙図面表示内の区域）
（別紙図面は省略し、長崎県土木部用地課に備え置いて縦覧する。）
４　立ち入ろうとする期間
　令和８年11月10日から
　令和９年６月30日まで

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二二一四

印刷所　長崎市戸町四丁目四番一号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥